

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

1 老人福祉

老人対策は、長期かつ総合的対応を要する問題であり、たとえば、所得、健康、福祉サービス、生きがいと各般にわたる総合対策が必要とされる。また、単に老人を弱者として保護するのではなく、老後の生きがいを高める積極的対策でなければならない。老人福祉法は、その第1条に規定しているように、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的」としている。このような老人福祉法の精神を受けて種々の施策が行われている。

厚生省における老人対策

厚生省における老人対策	
所得保障	○厚生年金・国民年金制度等による老齢年金等の支給 ○生活保護法による最低生活費の支給
健康	○老人保健法に基づく壮年期の健康診査等の総合的な保健事業 ○老人保健法に基づく老人医療の保障
福祉	○家庭奉仕員の派遣事業等の在宅要援護老人福祉対策 ○特別養護老人ホーム等によるねたきり老人等の保護（施設福祉対策） ○老人クラブ活動の助成等の生きがい対策
その他	他省庁において、雇用対策、住宅対策、税制上の配慮等老人の生活全般にわたってきめ細かい対策が実施されている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

1 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

(昭和59年度)

事業名

事業の概要

費用負担

要援護老人対策

老人家庭奉仕員派遣事業

ねたきり老人等日常生活を営むのに支障がある者に派遣
○家庭奉仕員数 19,908人

無料又は有料

老人日常生活用具給付等事業

ねたきり老人等の日常生活を容易にするため日常用具を給付（低所得世帯に限る）
給付品目（特殊寝台、マットレス、エアバット、便座（便器）、浴槽、湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、老人用電話（貸与））

無料

ねたきり老人短期保護事業

ねたきり老人を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難となった場合に、特別養護老人ホームで保護
○対象人員 27,845人

無料又は実費負担

デイ・サービス事業

通所サービス事業

虚弱老人等をデイ・サービス施設に通所させ、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供
○実施箇所数 86か所

実費負担

訪問サービス事業

ねたきり老人の居宅まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供
○実施箇所数 13か所
（新規5か所、継続8か所）

実費負担

痴呆性老人対策費

痴呆性老人処遇技術研修施設（特別養護老人ホーム）を指定し、寮母等の実践研修を実施 ○20施設

無料

高齢者無料職業紹介所

概ね65歳以上の者に対し、各種の相談とその希望と能力に応じた適切な仕事のあっせん等を行う
○実施箇所数 紹介所A型78か所
紹介所B型70か所

無料

都道府県・市老人クラブ活動推進員

単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対する指導
○活動推進員 91人

—

生きがい対策

老人クラブ活動助成

老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成
○老人クラブ数 125,144クラブ
○会員数 7,905,936人
昭和58年3月末現在

会費

生きがいと創造の事業

老人クラブ活動の一環として行う陶芸、園芸、木工などの生産活動に対する助成
○実施箇所数 45か所
（新規20か所、継続25か所）

実費負担

在宅福祉対策

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

1 老人福祉

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	費用負担
施設福祉対策	入所施設	介護老人ホーム (入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 (945か所, 69,724人)	負担能力に応じた費用徴収(本人・扶養義務者)
		特別介護老人ホーム (入所要件) 原則として65歳以上の者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 (1,410か所, 105,887人)	負担能力に応じた費用徴収(本人・扶養義務者)
		軽費老人ホーム(A型) (入所要件) 原則として60歳以上の者で、身寄りがないか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(ねたきり老人を除く) (221か所, 13,531人)	生活費は自己負担。事務費は負担能力に応じ減額
		軽費老人ホーム(B型) (入所要件) 原則として60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) (38か所, 1,810人)	原則として自己負担
		(参考) 有料老人ホーム (入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や公的援助のある施設に入所を望まない者 (91か所, 7,015人)	全額自己負担
	利用施設	老人福祉センター 地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設 (1,591か所)	原則として無料
		老人憩の家 地域の老人に対し、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 (3,510か所)	原則として無料
		老人休養ホーム 景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対し低廉で健全な保健休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 (69か所)	最高 4,500円(1泊2食付)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」
(注) 事業の概要の欄の()内は昭和58年10月1日現在の施設数、定員

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

1 老人福祉

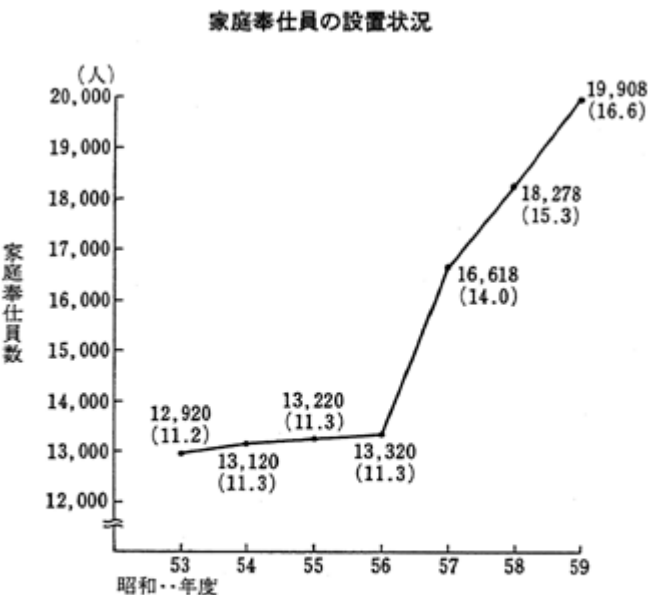
(3) 家庭奉仕員派遣事業

家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。

このような派遣対象の拡大に伴い、昭和57年度においては3,298人、昭和58年度においては1,660人、昭和59年度においては1,630人の増員を行った。

家庭奉仕員の設置状況



(注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児が含まれている。
2. () 内は、人口10万対比

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

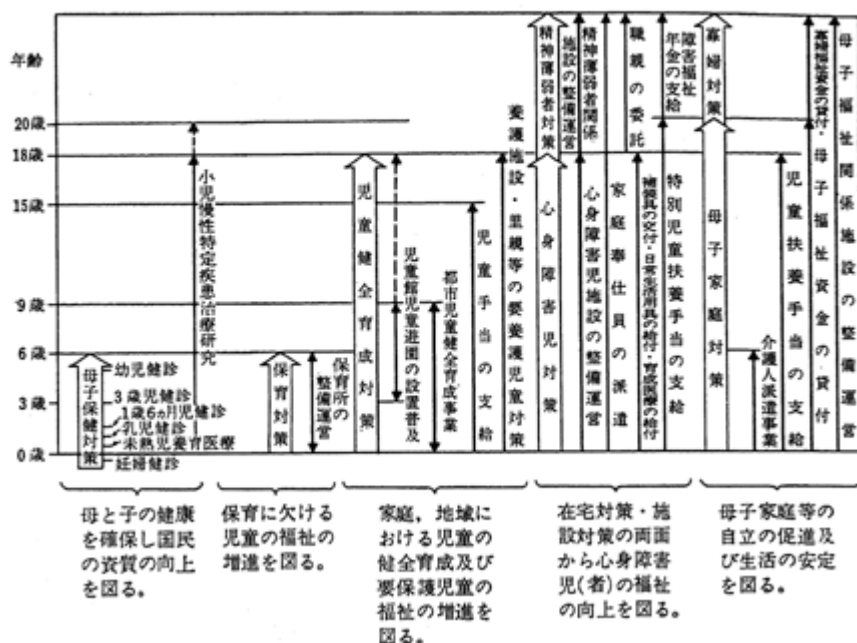
(1) 概要

児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

このような児童福祉の理念のもとに、各般の児童家庭福祉対策が講じられているが、概要は次のとおりである。

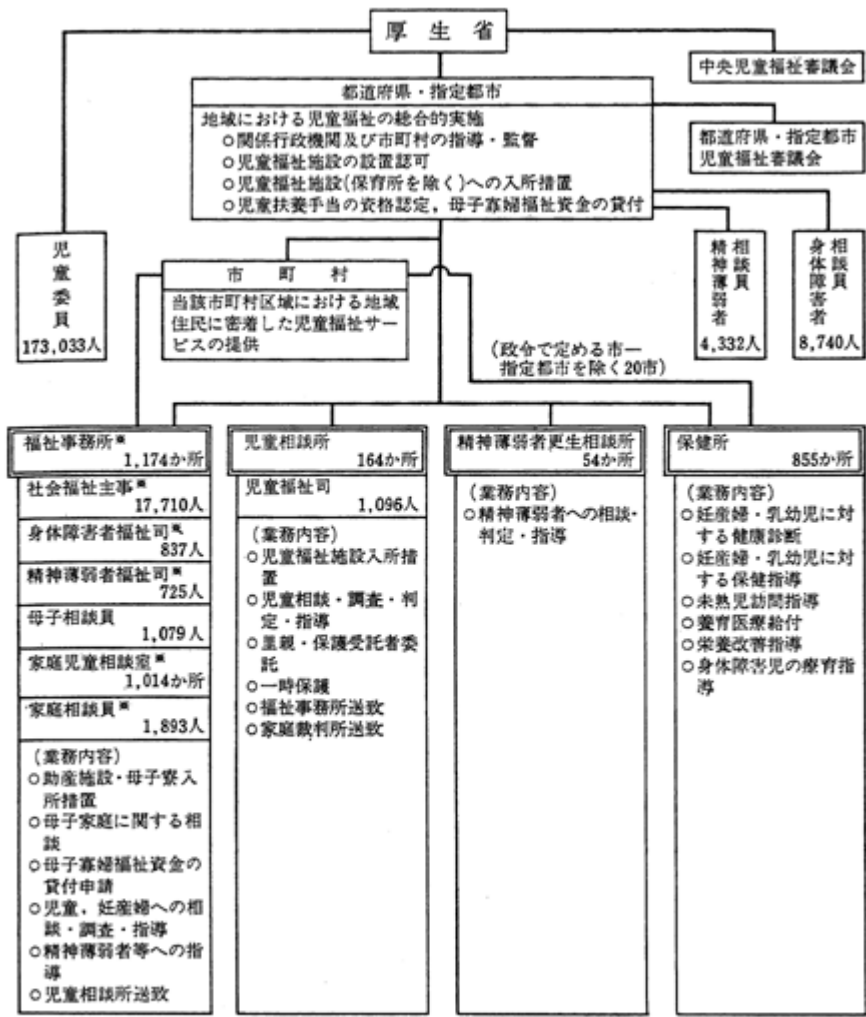
児童の年齢別児童家庭福祉対策

児童の年齢別児童家庭福祉対策



児童福祉行政の機構図

児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は58年度末の数字である。ただし、※を付した数字は58年6月1日現在、児童相談所、児童福祉司の数は59年5月1日現在のものである。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

2 児童と家庭

(2) 児童福祉施設

(昭和58年10月1日現在)				
種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員	入所人員
児 童 福 祉 施 設		33,385	2,249,067	2,006,528
助 産 施 設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる	849	(6,599)	.
乳 児 院	乳児を入院させ、養育する	122	4,035	3,078
母 子 寮	母子を入所させ、保護指導する	350	(6,976)	(14,862)
保 育 所	保育に欠ける乳幼児を保育する	22,858	2,147,519	1,925,006
養 護 施 設	保護者のない児童等を入所させ養護する	534	35,033	31,566
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う	842	54,747	41,784
虚 弱 児 施 設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る	34	2,067	1,776
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する	11	550	419
教 護 院	不良行為をなし又はなすおそれのある児童を教護する	57	5,116	2,899
児 童 館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健全育成を図る	3,305	.	.
児 童 遊 園	広場、ぶらんこ等を設け、児童の健全育成を図る	4,423	.	.
精神薄弱者援護施設		975	60,008	58,135
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う	662	45,042	43,913
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う	313	14,966	14,222
母 子 福 祉 施 設		84	2,057	.
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う	53	.	.
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	31	2,057	.
母 子 保 健 施 設		663	.	.
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う	663	.	.

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

(注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。

2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。

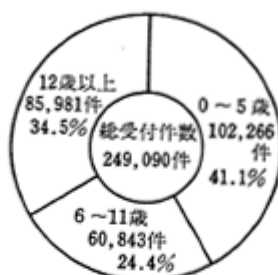
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。

3. 母子健康センターについては、昭和59年3月末日現在である。

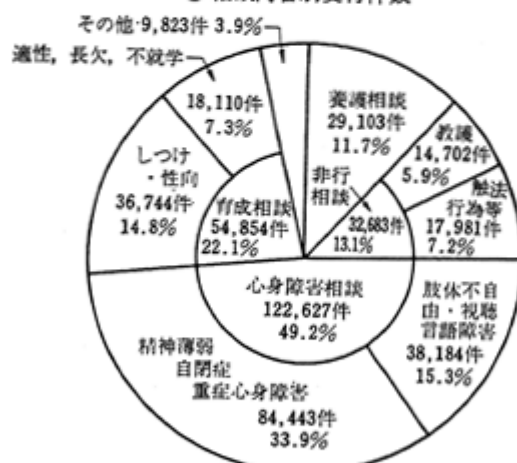
児童相談所における相談件数

児童相談所における相談件数 (昭和58年度)

① 年齢別受付件数



② 相談内容別受付件数



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

- (注) 1. 養護相談とは、保護者の病気、離婚等による養育困難児、棄児、被虐待児等養育環境上問題のある児童に関する相談をいう。
2. 教護相談とは、家出、浮浪、乱暴等触法行為ではないが、児童の問題行為に関する相談をいう。

相談機関の相談件数からみた児童問題の状況

相談機関の相談件数からみた児童問題の状況

(児童相談所)

年 度		昭和50年度	昭和55年度	昭和58年度
総 数 (指数)		件 239,518 (100)	件 249,168 (104)	件 249,090 (104)
主な相談事例の動向	非 行	(指数) 100→	127→	141
	養 護 (片親, 虐待等)	100→	87→	92
	育 成 (しつけ等)	100→	87→	77
	心 身 障 害	100→	120→	125

厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和59年5月現在の児童相談所数は164か所である。

(家庭児童相談室)

年 度		昭和50年度	昭和55年度	昭和58年度
総 数 (指数)		件 465,178 (100)	件 569,439 (122)	件 641,548 (138)
主な相談事例の動向	生 活 習 慣 (性格等)	(指数) 100→	104→	111
	学校生活 (登校拒否等)	100→	128→	167
	非 行	100→	124→	174
	家 族 関 係	100→	121→	146
	その他の環境条件に係るもの	100→	124→	154

厚生省児童家庭局調べ

(注) 昭和58年度末現在の家庭児童相談室は社会福祉事務所内に1,014か所設置されている。

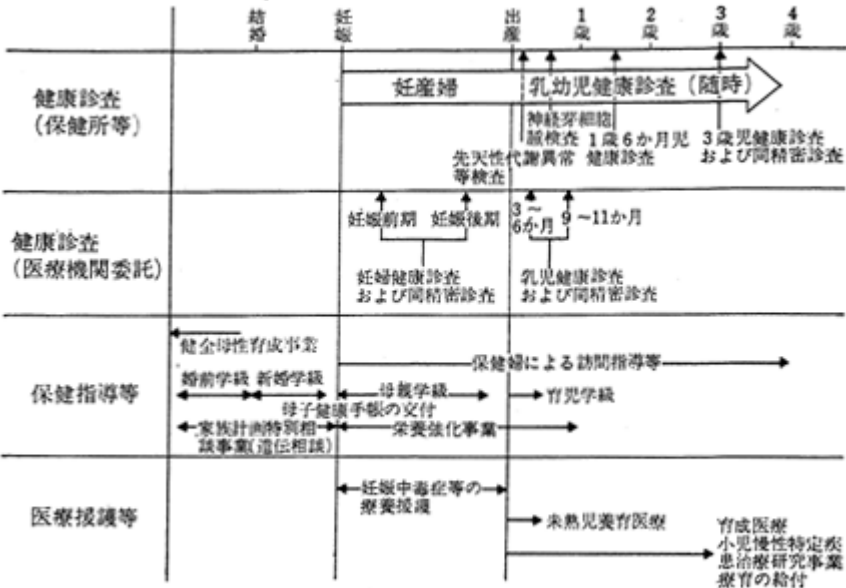
指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 母子保健



健康診査の実施状況

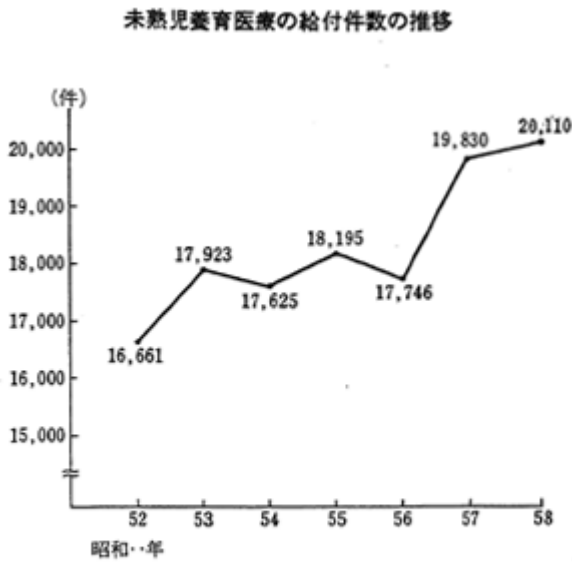
健康診査の実施状況

(昭和57年度)

3歳児健康診査の受診者数 (受診率)	一般健診	人	%
	1,337,796	(81.4)	
	精密健診	28,327	(一)
1歳6か月児健康診査の受診者数 (受診率)	一般健診	人	%
	1,168,180	(82.9)	
	歯科健診	1,010,794	(78.0)

厚生省児童家庭局調べ

未熟児養育医療の給付件数の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

(4) 保育対策

全国的にみれば保育所はほぼ充足しており、今後は人口急増地域等への対応及び多様化する保育需要(夜間保育,延長保育,障害保育等)への対応が進められる。

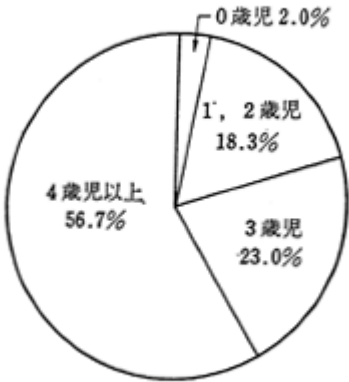
保育所数・入所状況

年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 立 所 (か所)	私 立 所 (か所)		
昭和50	18,238	11,683	6,555	1,699,681	1,603,924
55	22,036	13,564	8,472	2,136,728	1,977,879
56	22,487	13,724	8,763	2,168,811	1,965,896
57	22,709	13,842	8,867	2,168,349	1,938,829
58	22,858	13,809	9,049	2,147,519	1,925,006

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

年齢別保育所措置状況(昭和59年4月1日現在)

年齢別保育所措置状況（昭和59年4月1日現在）



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

夜間保育・延長保育・障害児保育の現状(昭和59年9月1日現在)

夜間保育・延長保育・障害児保育の現状（昭和59年9月1日現在）	
夜間保育	16か所
延長保育	276か所
障害児保育（国庫補助対象人員）	3,993人

厚生省児童家庭局調べ

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

(5) 児童の健全育成対策

家庭・地域における児童の健全育成及び要養護児童・非行児童等の福祉の増進を図る。

子どもが健やかに育てられる場の確保	施 設 の 充 実——児童館、児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放等 地域組織活動の充実——母親クラブ、児童育成クラブ等の強化・助成
多子家庭に対する経済的援助	児童手当の支給
養護に欠ける児童の保護	乳児院、養護施設への入所、里親等への委託
非行等問題行動の防止、保護、指導	児童相談所における相談・指導、教護院、情緒障害児短期治療施設への入所

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

(6) 児童手当

目 的	○家庭における生活の安定に寄与する。 ○次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。		
支給対象者	義務教育終了前の児童を含む3人以上の児童（18歳未満）を監護している者		
支給方法	支給対象者の申請に基づき、市町村長が認定・支給する。 （公務員（公共企業体職員を含む。）については所属庁の長が認定・支給する。）		
手 当 額	第3子以降の児童1人につき月額5,000円 （市町村民税の所得割の額のない者、月額7,000円）		
所得制限	支給対象者の年収401万円未満（昭和59年度・6人世帯）		
費用負担	1. 被 用 者	事業主	$\frac{7}{10}$
		国	$\frac{2}{10}$
		都道府県	$\frac{0.5}{10}$
		市町村	$\frac{0.5}{10}$
	2. 自営業者・農業者等	国	$\frac{4}{6}$
		都道府県	$\frac{1}{6}$
		市町村	$\frac{1}{6}$
	3. 公 務 員	全額所属庁負担	
特例給付	昭和57年6月から昭和60年5月までの間、年収が401万円以上580万円未満（昭和59年度・6人世帯）である被用者又は公務員に対し、全額事業主（所属庁）負担により、第3子以降の児童について児童手当と同額の特例給付を支給する。		

児童手当支給状況(昭和58年度)

児童手当支給状況（昭和58年度）

	受 給 者 数	算定基礎児童数	支 給 額
	人	人	千円
総 数	(651,173) 2,111,610	(819,062) 2,411,344	164,804,749
うち特例給付	655,157	692,682	39,638,145
被 用 者	(118,585) 995,277	(149,660) 1,101,528	68,833,201
うち特例給付	479,971	510,740	28,836,157
非 被 用 者	(531,343) 871,406	(667,680) 1,049,446	80,375,805
公 務 員	(1,245) 244,927	(1,722) 260,370	15,595,743
うち特例給付	175,186	181,942	10,801,988

資料：厚生省児童家庭局「昭和58年度児童手当事業年報」
(注) 1. 受給者数及び算定基礎児童数は、昭和59年2月末現在のものである。
2. ()内は、市町村民税所得割の額のない受給者及び当該受給者に係る算定基礎児童の各々の数の再掲である。

算定基礎児童数別受給者数(昭和59年2月末現在)

算定基礎児童数別受給者数（昭和59年2月末現在）

(単位：人、%)

	総 数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実 数	2,111,610	1,869,561	197,571	32,373	8,052	4,053
構 成 比	100.0	88.5	9.4	1.5	0.4	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和58年度児童手当事業年報」

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

2 児童と家庭

(7) 母子家庭等

1) 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合(昭和58年8月1日現在)

① 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合 (昭和58年8月1日現在)

	総 数	死 別			離 別			
		総 数	病 死	その 他 の 死 別	総 数	離 婚	遺棄生 死不明	その他
母子家庭	世帯 718,100 (100.0)	259,300 (36.1)	201,600 (28.1)	57,700 (8.0)	458,700 (63.9)	352,500 (49.1)	40,600 (5.7)	65,600 (9.1)
寡婦	人 1,565,000 (100.0)	1,146,000 (73.2)	1,007,000 (64.3)	140,000 (8.9)	419,000 (26.8)	357,000 (22.8)	20,000 (1.3)	42,000 (2.7)
父子家庭	世帯 167,300 (100.0)	66,900 (40.0)	59,600 (35.6)	7,300 (4.4)	100,500 (60.1)	90,700 (54.2)	5,400 (3.2)	4,400 (2.6)

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和58年度)

- (注) 1. () 内は、構成割合 (%) を示す。
2. 母子家庭：現に児童 (20歳未満) を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭
3. 寡 婦：児童 (20歳未満) を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子 (但し、未婚の者を除く。)
4. 父子家庭：現に児童 (20歳未満) を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

2) 母子及び寡婦福祉対策

② 母子及び寡婦福祉対策

経 済 的 援 助	手当、年金の給付 {死別—遺族年金、母子年金、母子福祉年金 {生別—児童扶養手当 資金の貸付（母子福祉資金、寡婦福祉資金）
雇 用 促 進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住 宅	公営住宅への配慮
生 活 指 導 等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭介護人派遣事業
税 制	寡婦控除 非課税限度額（地方税）

3) 児童扶養手当

③ 児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の母の稼得能力の喪失、低下を補うことにより児童の福祉の増進を図ること。	
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満（一定の障害のある場合は20歳未満）の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額（月額） （昭和57年9月～）	児童1人の場合	32,700円
	児童2人の場合	37,700円
	3人以上児童1人の加算額	2,000円
所 得 制 限	受給者の前年の年収361万円未満（2人世帯）	
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回（4月、8月、12月）支払う。	
支 給 状 況 （昭和58年度末）	受 給 者 数	591,898人
	支給理由別内訳	
	離婚	424,293人
	死別の母子	35,085人
	未婚の母子	35,879人
	父の障害	32,423人
	遺棄	51,900人
	その他の	12,318人

4) 父子福祉対策

④ 父子福祉対策

住 宅	公営住宅への配慮
生 活 指 導 等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税 制	寡夫控除

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

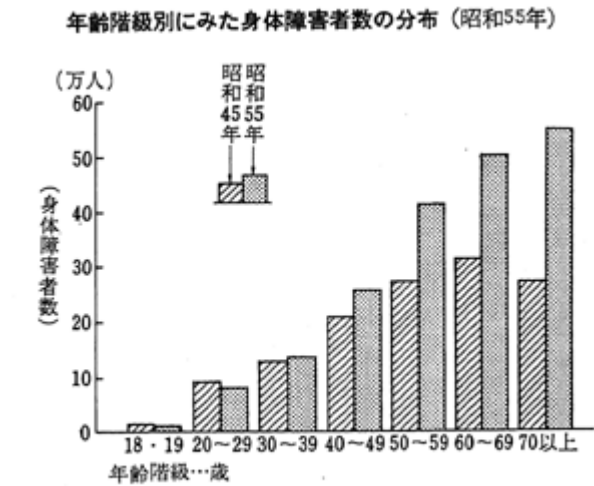
(1) 身体障害者

障害の程度別身体障害者数と構成割合

障害の程度別身体障害者数と構成割合					
障害の程度	推 計 数			構 成 割 合	
	昭和 45 年	昭和 55 年	対前回増加割合	昭和45年	昭和55年
	千人	千人	%	%	%
総 数	1,314	1,977	150.5	100.0	100.0
1 級	142	293	206.3	10.8	14.8
2 級	207	355	171.5	15.7	17.9
3 級	165	337	204.2	12.5	17.0
4 級	233	381	163.5	17.8	19.3
5 級	200	265	132.5	15.3	13.4
6 級	165	244	147.9	12.5	12.4
不 明	202	101	50.0	15.4	5.1

(注) 障害の程度の判定基準は身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、障害程度
の重度のものから1級～6級とされている。

年齢階級別にみた身体障害者数の分布(昭和55年)



資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

1) 身体障害者福祉対策の概要

① 身体障害者福祉対策の概要

事	業	名
ハンディキャップ軽減のための施策	—	更生医療の給付
		補装具の交付, 修理
健康の保持増進のための施策	—	診 査, 更 生 相 談
		在宅重度障害者訪問診査
社会参加と自立のための施策	—	障害者福祉都市の設置
		社会参加促進事業
		在宅障害者デイ・サービス事業
日常生活に対する援助のための施策	—	福祉手当の支給
		日常生活用具の給付
		家庭奉仕員の派遣
		在宅重度身体障害者緊急保護
障 害 別 福 祉 施 策		
その他の制度による施策		

事業の概要	備考
身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療（昭和58年度給付件数36,159件） 身体上の障害を補うための用具の交付，修理（昭和58年度交付件数117,950件，修理事件数36,523件） 身体障害の認定を行ったり，医療，生活，職業等の各種福祉相談に応ずる。 歩行困難な在宅の重度障害者の家庭を訪問して，必要な診査，更生相談を行う。 障害者の住みよい街づくりを推進するため，生活環境の改善，福祉サービスの体系的実施，心身障害児の早期療育態勢の確立，市民啓発の各事業を総合的に実施する。 身体障害者の社会参加を促進するため，都道府県が身体障害者相談員，身体障害者福祉団体等の協力を得て行う事業 外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者に対し，家庭生活，社会生活への適応能力を養いながら創作，軽作業等とおしてその自立を助長し，生きがいを高める。 日常生活において常時の介護を必要とする重度障害者に支給する。（昭和58年度末現在支給対象人員404,607人） 重度障害者が自力で日常生活を営めるよう洋式の浴そう，便器，盲人用テープレコーダー等の支給及び福祉電話の貸与を行う。 日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を訪問して家事，介護，助言指導を行う。 重度身体障害者を介護している保護者が病気等によって家庭における介護が困難な場合施設に一時保護する。 点字図書，声の図書の製作・貸出，手話通訳指導者の養成・研修，身体障害者自助具等展示あっせん 税の減免，国有鉄道の旅客運賃割引，有料道路の通行料金の割引等	厚生大臣が指定する医療機関に委託 都道府県知事等が指定する業者に委託 身体障害者更生相談所と共同で実施 人口10万以上の市に対し計画的に実施 昭和57年度25市 都道府県，指定都市単位で行う 原則として人口10万以上の市（身障センターB型）で実施 月額10,550円（昭和57年9月より） 社会福祉法人等に委託

2) 身体障害者福祉対策の概要

② 身体障害者福祉対策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生援護施設の入所等	肢体不自由者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(50か所、2,388人)
		失明者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な知識技能及び訓練を与える。(16か所、1,609人)
		ろうあ者を収容し、又は通所させて、その更生に必要な知識技能及び訓練を与える。(3か所、160人)
		心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害のある者を収容し、又は通所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。(17か所、920人)
		身体障害者であって常時の介護を必要とするものを収容して、治療及び養護を行う。(151か所、9,460人)
		重度の身体障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う。(48か所、3,225人)
		身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮する者等を収容し、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(86か所、4,566人)
		重度の身体障害者で雇用されることの困難な者又は生活に困窮する者等を収容し、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え自活させる。(102か所、6,319人)
		身体障害者授産施設の通所 (42か所、975人)
		重度身体障害者で作業能力はあるが、職場、交通環境のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、健全な社会生活を営ませる。(20か所、1,105人)
		無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う。(31か所)
		無料又は低額な料金で、点字刊行物を盲人の求めに応じて閲覧させる。(73か所)
		無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する。(12か所)
		地域の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練及び保健休養等の事業を行い、又はこれらに必要な便宜を提供する。(99か所)
		あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する盲人であって自営し、又は雇用されることの困難なものに対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。(33か所)
		障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深める。(5か所)
		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

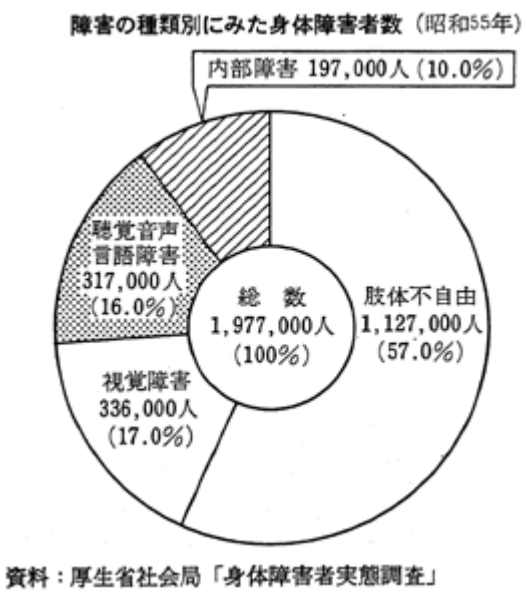
(備考) 肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、内部障害者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設に入所又は通所している者に対しては、次の費用が支給される。

更生訓練費……………訓練を受けるために必要な費用

就職支度金……………訓練を終了し、就職等により自立する場合の支度金

(注) 事業の概要の欄の()内は昭和58年10月1日現在の施設数、定員

障害の種類別にみた身体障害者数



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

(2) 心身障害児

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては、在宅対策、施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児(者)対策一覧

心身障害児(者)対策一覧						
	乳幼児期	少年期	成年期(精神薄弱者のみ)			
	0歳	6歳	15歳	18歳	20歳	
在宅対策	発生予防 ……母子保健対策					
	早期発見	…先天性代謝異常等検査				
		健康診査(乳児、1歳6か月児、3歳児、幼児)				
	早期療育	保健所・児童相談所等による相談指導				
		心身障害児総合通園センター				
		育成医療				
		心身障害児				
		通園事業				
	手当て・金	障害児保育				
		通園施設 (肢体不自由児、難聴幼児、精神薄弱児)				
	施設対策	特別児童扶養手当の給付				
		福祉手当の給付				
		補装具の交付(修理)				
		日常生活用具の給付				
		家庭奉仕員の派遣				
児童相談所・家庭児童相談室(福祉事務所)による相談指導						
精神薄弱者相談員、民生(児童)委員						
民間団体による相談指導						
身体障害者手帳、療育手帳の交付						
心身障害者扶養保険制度						
施設対策	心身障害児(者)歯科診療事業					
	心身障害児(者)施設地域療育事業					
	就労・社会策	精神薄弱者通所援護事業				
		精神薄弱者福祉ホーム				
		精神薄弱者通所寮				
		職親				
	精神薄弱者更生施設(通所)					
	精神薄弱者授産施設(通所)					
	精神薄弱児施設					
	盲ろうあ児施設					
肢体不自由児施設						
重症心身障害児施設						
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床						
国立療養所重症心身障害児委託病床						

(注) 心身障害児(者)とは、身体障害児(18歳未満)、精神薄弱児(18歳未満)、精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

身体障害の種類別在宅身体障害児数(昭和45年10月1日現在)

身体障害の種類別在宅身体障害児数 (昭和45年10月1日現在)		
	全 国 推 計(人)	構 成 比(%)
総 数	93,800	100.0
視 覚 障 害	5,600	5.9
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	11,900	12.7
音 声 言 語 機 能 障 害	6,300	6.7
肢 体 不 自 由	51,900	55.3
心臓又は呼吸器機能障害	5,600	5.9
複 合 障 害	12,600	13.4

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

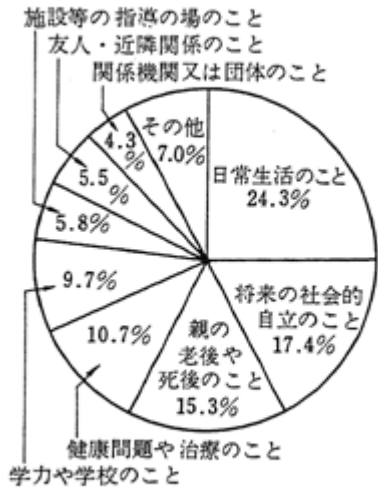
心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

心身障害児（者）関係施設等の数、定員及び入所児（者）数 (昭和58年10月1日現在) (単位：か所、人)			
	施 設 数	入 所 定 員	入 所 人 員
精 神 薄 弱 児 施 設	332	23,461	19,164
自 閉 症 児 施 設	7	360	286
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	223	8,135	5,867
盲 児 施 設	29	1,661	748
ろ う あ 児 施 設	26	1,739	600
難 聴 幼 児 通 園 施 設	22	736	546
肢 体 不 自 由 児 施 設	74	9,514	6,924
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	66	2,810	1,981
肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設	8	460	252
重 症 心 身 障 害 児 施 設	55	5,871	5,416
国立療養所重症心身障害児委 託病床	80	8,080	7,506
国立療養所進行性筋萎縮症児 委託病床	27	2,140	1,323
心 身 障 害 児 通 園 事 業	177	3,540	—
精 神 薄 弱 者 更 生 施 設 (収 容)	602	42,951	42,051
” (通 所)	60	2,091	1,862
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設 (収 容)	129	8,590	8,277
” (通 所)	184	6,376	5,945
精 神 薄 弱 者 通 勤 寮	77	1,788	1,664
精 神 薄 弱 者 福 祉 ホ ー ム	12	120	—
精 神 薄 弱 者 通 所 援 護 事 業	111	—	—

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

心身障害児(者)の保護者のあげる養育に関する気がかりなこと

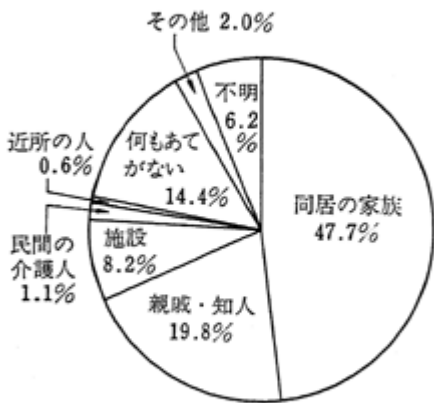
心身障害児（者）の保護者のあげる養育
に関する気がかりなこと



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児（者）調査」（昭和56年2月）

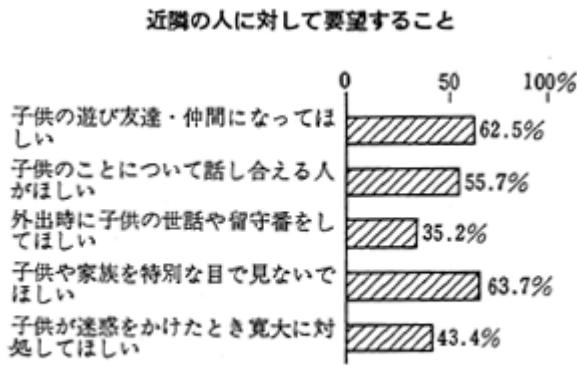
主たる介護者の緊急時の対応

主たる介護者の緊急時の対応
（世話してもらう人）



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児（者）調査」（昭和56年2月）

近隣の人に対して要望すること



資料：厚生省児童家庭局「心身障害児（者）調査」（昭和56年 2 月）

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

(3) 精神薄弱者

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数(昭和46年10月1日現在)

精神薄弱の程度別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)		
	全 国 推 計 数	構 成 比
総 数	312,600人	100.0%
軽 度	130,200	41.7
中 度	98,300	31.4
重 度・最 重 度	82,300	26.3
不明	1,800	0.6

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

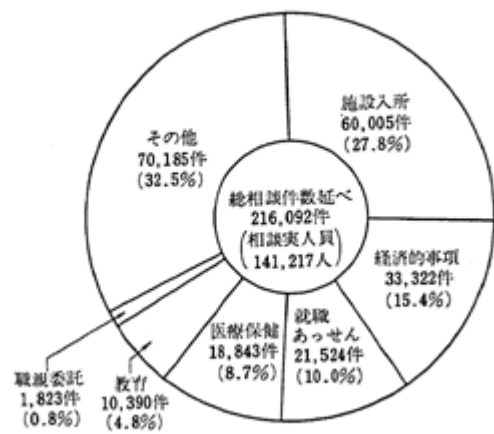
年齢階級別在宅精神薄弱者数(昭和46年10月1日現在)

年齢階級別在宅精神薄弱者数 (昭和46年10月1日現在)		
	精 神 薄 弱 者 数	人 口 千 対 比
総 数	312,600人	3.0
18 歳 未 満	141,700	4.7
0 ～ 4 歳	16,000	1.7
5 ～ 9 歳	37,900	4.7
10 ～ 14 歳	64,400	8.3
15 ～ 17 歳	23,300	4.7
18 歳 以 上	170,900	2.3
18 ～ 19 歳	10,100	2.8
20 ～ 29 歳	57,600	2.9
30 ～ 39 歳	47,100	2.8
40 ～ 49 歳	27,000	2.0
50 ～ 59 歳	21,000	2.2
60 ～ 歳	8,200	0.7

資料：基礎人口…総務庁統計局「昭和46年10月1日現在推計人口」
厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数(昭和58年度)

福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数（昭和58年度）



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

(4) 特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。		
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者		
手当額（月額） （昭和57年9月～）	1級（重度）	37,700円	
	2級（中度）	25,100円	
所 得 制 限	受給者の前年の年収 523.8 万円未満（4人世帯）		
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回（4月、8月、12月）支払う。		
支 給 状 況 （昭和58年度末）	支給対象児童数	119,482人	
	障害種別	精神薄弱	57,867人
		身体障害	46,311人
		そ の 他	15,304人

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

3 心身障害者福祉

(5) 福祉手当

目 的	日常生活において、常時の介護を必要とするような重度の障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。		
受 給 者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある者		
手当額（月額） （昭和57年9月～）	10,550円		
所 得 制 限	受給者の前年の年収 281.2 万円未満（4 人世帯）		
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年3回（4 月，8 月，12月）支払う。		
支 給 状 況 （昭和58年度末）	受給者数	404,607人	
	障害種別	身体障害	326,787人
		精神障害	64,324人
		そ の 他	13,496人

指標編

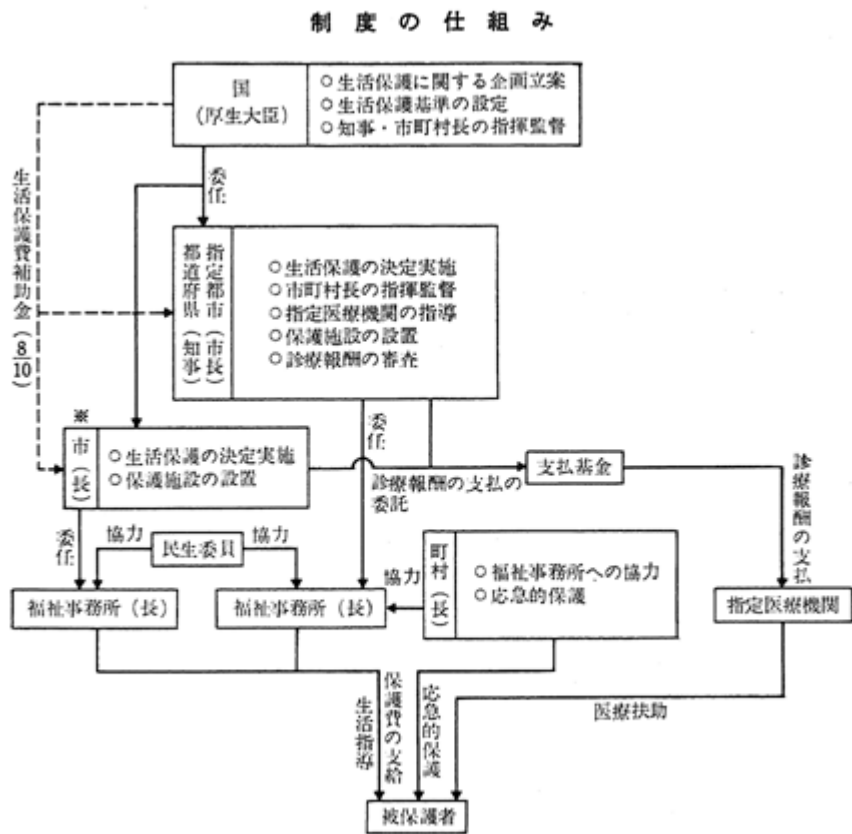
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

4 生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

制度の仕組み



※ 福祉事務所を管理する町村長は市長と同じ扱いとなる。

生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯・1級地)

生活扶助基準額の年次推移（標準4人世帯・1級地）

実施年度	基準額	対前年度比	消費支出の格差
昭和35年度	8,914円	—%	38.0%
40	18,204	112.0	50.2
45	34,137	114.0	51.3
50	74,952	123.5	57.9
55	124,173	108.6	59.1
56	134,976	108.7	59.4
57	143,345	106.2	61.2
58	148,649	103.7	62.3
59	152,960	102.9	—

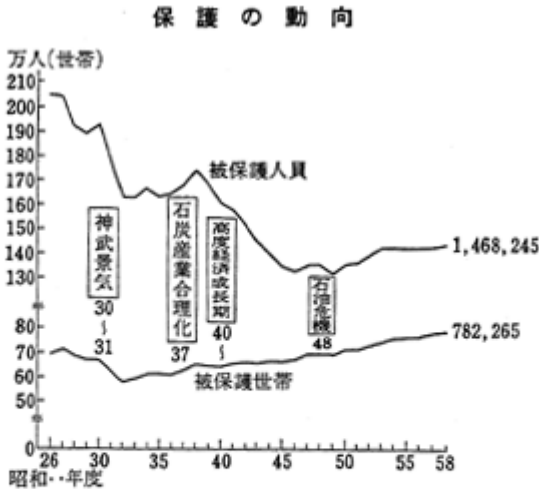
厚生省社会局調べ（各年度4月1日の数値）
（注）1. 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。
2. 消費支出格差とは、東京都における一般勤労者世帯と被保護労働者世帯（日産家内労働）の1人当り消費支出の比較（一般勤労者世帯＝100）である。

世帯類型別生活扶助基準月額

世帯類型別生活扶助基準月額（59年度・1級地）

世帯類型	老人単身世帯 (70歳・男)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳男, 4歳女)
基準額	74,038円	106,808円	138,126円

保護の動向



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」
（注）昭和58年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
147	130	95	27	90	(万人) 0.4

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設の状況

社会福祉施設の状況（昭和58年10月1日現在）（単位：か所、人）

	施設数	定員	現在員	従事者数
総数	45,442	2,579,057	2,316,700	546,991
保護施設	347	22,071	21,710	5,769
老人福祉施設	4,205	190,952	186,459	79,234
うち特別養護老人ホーム	(1,410)	(105,887)	(105,459)	(49,461)
身体障害者更生援護施設	651	30,727	27,278	15,868
婦人保護施設	57	2,005	886	561
児童福祉施設	33,385	2,249,067	2,006,528	400,250
うち保育所	22,858	2,147,519	1,925,006	295,390
精神薄弱者援護施設	975	60,008	58,135	27,552
母子福祉施設	84	2,057		535
その他の社会福祉施設	5,738	22,170	15,704	17,222

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設（医療機関）の定員、現在員、従事者数は除いている。
2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員は除いている。
3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

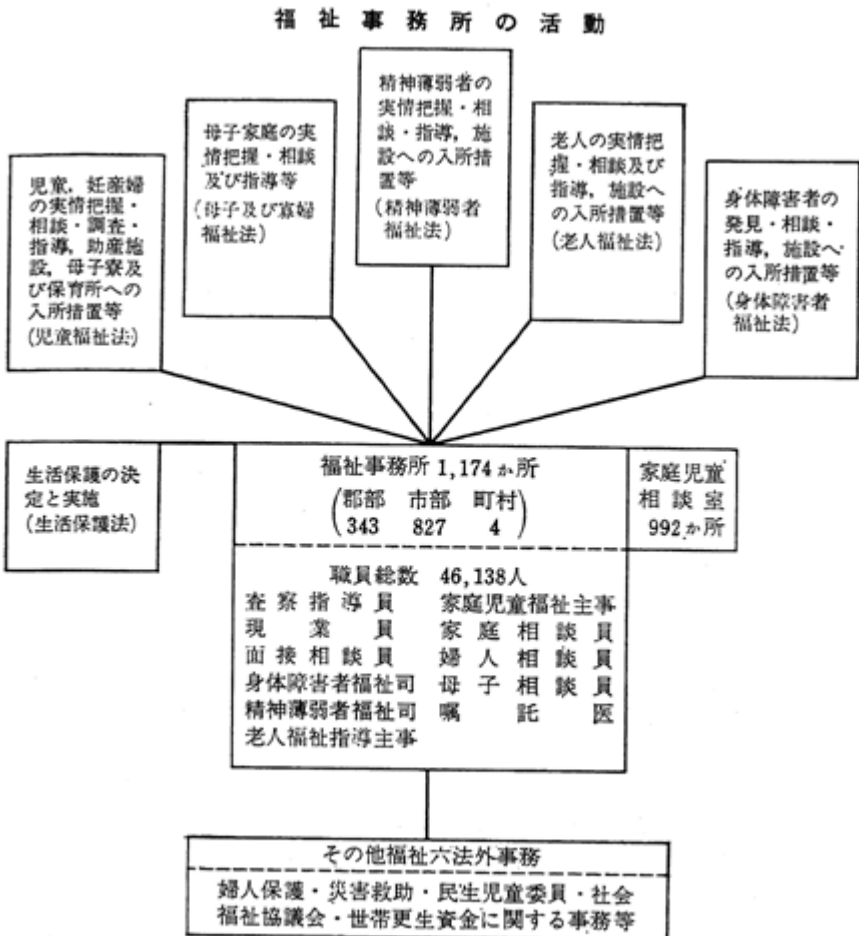
5 その他の社会福祉

(2) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

福祉事務所の活動



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

民生委員の活動状況(昭和58年度)

民生委員の活動状況（昭和58年度）		
民 生 委 員（人）		174,065
活 動 日 数（日）		13,972,346
訪 問 回 数（件）		17,921,395
調 査 ・ 係 証 明 件 事 務 数	総 数	12,977,946
	調 査	3,508,289
	証 明 事 務	1,355,640
	施設、団体、公的機関との連絡	3,373,148
	諸 会 合、行 事 へ の 参 加	4,740,869
相 談 指 導 件 数	総 数	17,605,844
	家 族 の 問 題	1,145,420
	住 居 の 問 題	615,700
	健 康 の 問 題	4,508,464
	仕 事 の 問 題	760,690
	事 故 ・ 災 害	186,348
	生 活 費 の 問 題	1,759,792
	年 金 ・ 保 険 の 問 題	647,507
	生 活 環 境 の 問 題	1,012,821
	そ の 他	6,969,102

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」
（注） 民生委員は、昭和58年12月1日現在の定員数

2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会の概要 (昭和59年度)	
全国社会福祉協議会 (都道府県社協、社会福祉関係中央団体等により組織) (1か所) 職員数 121人	○都道府県社協の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○全国ボランティア活動振興センターの運営 ○社会福祉研修センターの運営 ○民生委員活動の推進 ○国際協力
都道府県社会福祉協議会 (市区町村社協、社会福祉関係団体、社会福祉施設等により組織) (57か所) 職員数 2,321人	○市町村社協活動の指導・連絡 ○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・連絡・広報 ○都道府県ボランティア活動指導センターの運営 ○地域福祉モデル地区事業の推進 ○福祉施設近代化の推進 ○世帯更生資金制度の運営 ○福祉基金の運営 ○共同募金への協力
市区町村社会福祉協議会 (市区町村内の住民組織、社会福祉関係団体等により組織) (3,368か所) 職員数 14,785人	○関係機関・団体の連絡調整 ○社会福祉に関する企画・調査・研究・広報 ○市町村ボランティアセンターの運営 ○福祉教育等の推進 ○在宅福祉サービスの推進 ○心配ごと相談所の運営 ○高齢者無料職業紹介事業等の運営 ○社会福祉センターの運営 ○社会福祉施設機能の地域開放の促進 ○世帯更生資金等の貸付 ○福祉基金の運営 ○共同募金への協力

指標編

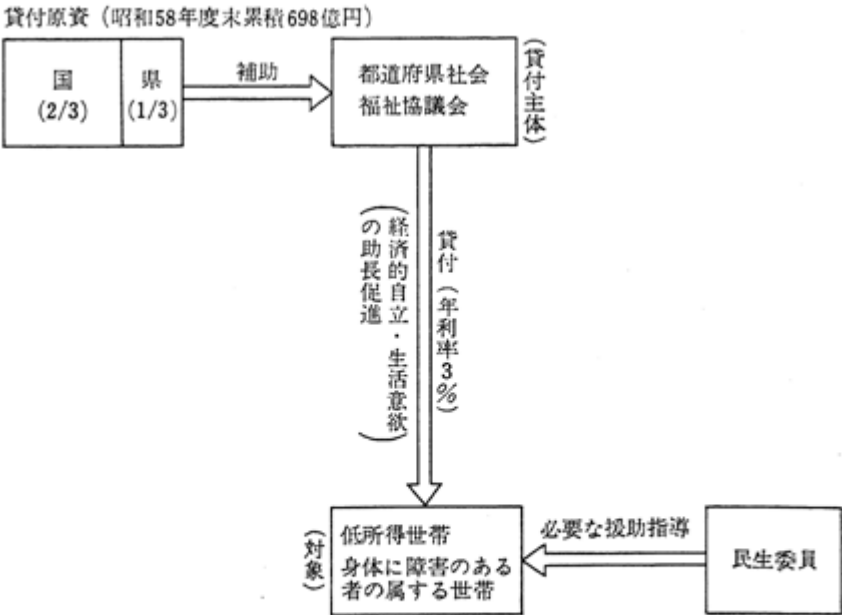
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(4) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませようとする制度である。



（注） 貸付金は、生業を営むための生業費、住宅の改修等に必要な資金等8種類に分かれ、各々貸付限度額、据置期間及び償還期限が定められている。（貸付利子年3％）また、昭和58年度の貸付実績は3万7千件となっている。

貸付条件及び貸付実績(例)

貸付条件及び貸付実績（例）				
	貸 付 条 件（昭和59年度）			貸 付 実 績 （昭和58年度件数）
	貸 付 限 度 額	据置期間	償還期限	
更 生 資 金	生業費(特別) 円以内 1,720,000	1 年	7 年	7,667件
住 宅 資 金	900,000	6 月	6 年	7,863
修 学 資 金	修学費高校 月20,000	6 月	20 年	11,895

厚生白書 (昭和59年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

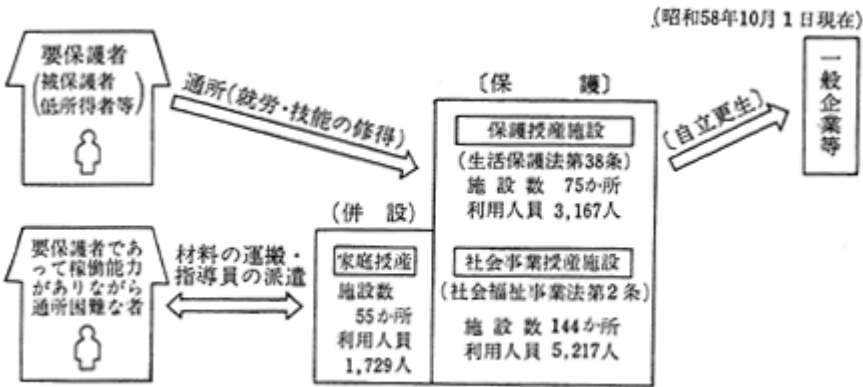
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(5) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

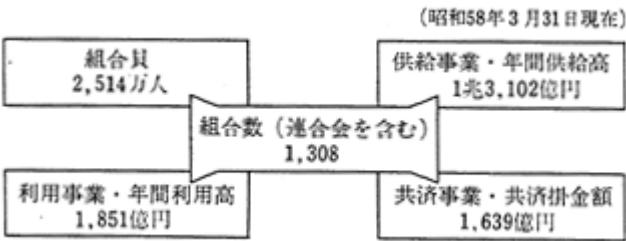
Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(6) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行う事業には、1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、3)火災、生命、年金、自動車等の共済事業、4)教育、文化事業等がある。



指標編

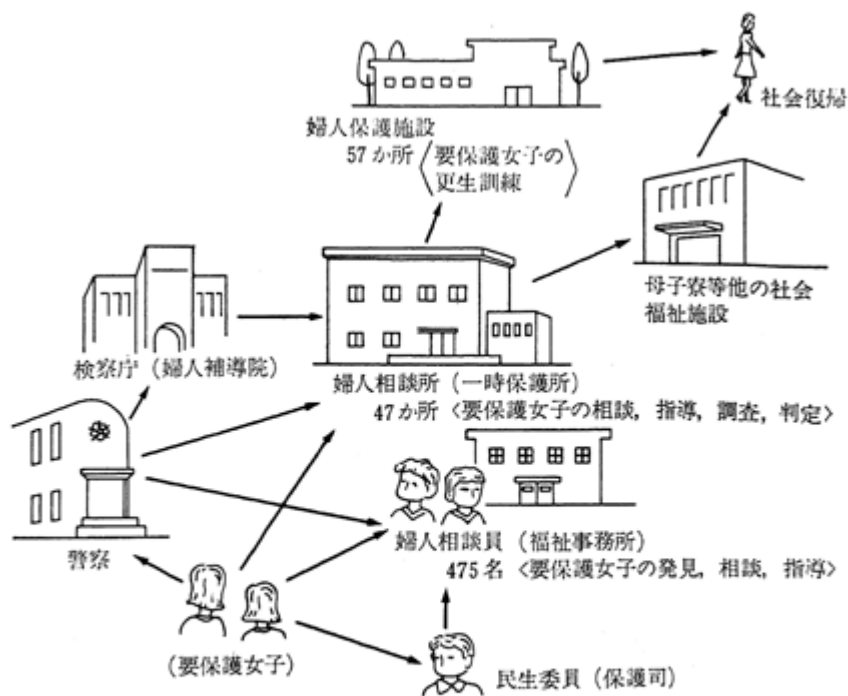
第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

(7) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は,婦人相談所,婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。



(注) 昭和58年度中に婦人相談員, 婦人相談所が相談を受付けた要保護女子は77,789人であり, その相談経路別状況は, 本人自身の来所によるものが69.9%でもっとも多く, 次いで社会福祉関係機関からの送致が15.5%となっており, 警察・法務関係からの送致は2.7%となっている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 社会福祉

5 その他の社会福祉

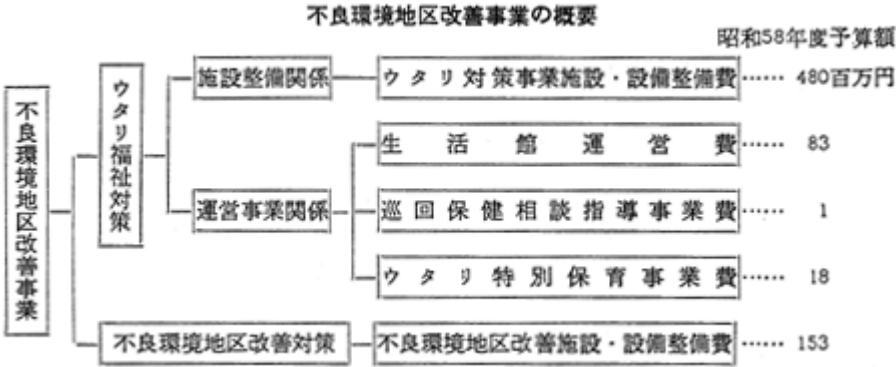
(8) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。なお,地域改善対策については,「同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)」の失効に伴い,新たに「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」が昭和57年4月1日から5年間の時限立法として施行され,同法に基づき,対策の推進が引き続き図られている。

地域改善対策事業の概要

地域改善対策事業の概要			昭和58年度予算額
地域改善対策事業	施設整備関係	地域改善対策事業施設・設備整備費	51,358百万円
		簡易水道等施設整備費	372
		地域し尿処理施設整備費	47
		児童福祉施設整備費	2,122
	運営事業関係	隣保館運営費	2,617
		生活相談員設置費	69
		巡回保健相談指導事業費	25
		トラホーム予防事業費	30
		妊婦健康診査費	27
		地域改善対策特別保育事業費	774

不良環境地区改善事業の概要



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

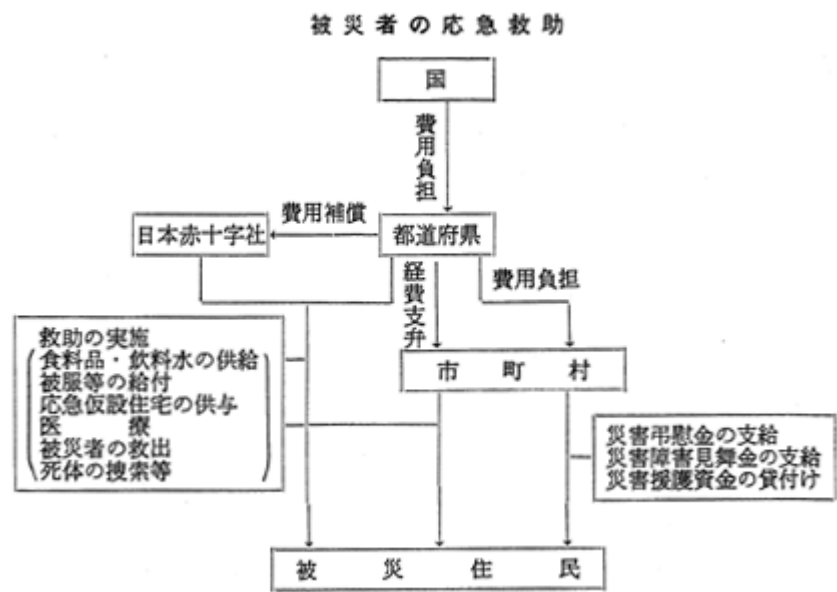
Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(9) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

被災者の応急救助



災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した者の遺族に 300 万円の限度で弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	自然災害により重度の障害を有するに至った者に 150 万円の限度で障害見舞金を支給する。
災害援護資金の貸付け	自然災害により世帯主が重傷を負うか、住居又は家財に相当程度の被害を受けた世帯に 180 万円の限度で低利の貸付けを行う。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

5 その他の社会福祉

(10) 社会福祉等に関する相談

生活に困ったとき,又はいろいろの問題に出会ったとき,どこへ行って相談したらよいのだろうか。このような場合のいわば窓口ともいうべき所を示したものが次表である。

	尋ねたいことから	尋ねるところ
生活に困ったときは	生活保護	福祉事務所
	世帯更生資金	市町村社会福祉協議会, 民生委員
	心配ごと相談	心配ごと相談所, 民生委員
老人の福祉に関することは	家庭奉仕員の派遣, 日常生活用具の給付等	市(区)役所 町(村)役場
	老人就労あっ旋事業	高齢者無料職業紹介所
身体障害者の福祉に関することは	身体障害者手帳の交付, 身体障害者の診査, 更生相談, 更生医療, 補装具の給付, 日常生活用具の給付	福祉事務所
	家庭奉仕員の派遣等	市(区)役所, 町(村)役場
	福祉手当	福祉事務所
精神薄弱者の福祉に関することは	精神薄弱者の相談・指導	福祉事務所, 精神薄弱者更生相談所
	療育手帳の交付, 日常生活用具の給付	福祉事務所
	家庭奉仕員の派遣等	福祉事務所, 市(区)役所, 町(村)役場
児童の福祉に関することは	児童問題一般	児童相談所
	療育指導, 育成医療の給付	保健所
	身体障害者手帳等の交付, 日常生活用具の給付, 補装具の交付	福祉事務所
	児童手当, 特別児童扶養手当, 家庭奉仕員の派遣	市(区)役所 町(村)役場
母子の福祉に関することは	児童扶養手当	市(区)役所 町(村)役場
	母子福祉資金・寡婦福祉資金	福祉事務所
	介護人の派遣	福祉事務所, 市(区)役所 町(村)役場

	尋ねたいことから	尋ねるところ
母子保健に関することは	妊産婦・乳幼児の健康診査・相談、母子健康手帳の交付	保健所、市（区）役所 町（村）役場
社会福祉施設の 入所については	老人福祉施設（養護老人ホーム）特別養護老人ホーム	福祉事務所
	老人福祉施設（軽費老人ホーム）有料老人ホーム	当該施設
	身体障害者更生援護施設（肢体不自由者更生施設・失明者更生施設・ろうあ者更生施設・内部障害者更生施設・身体障害者授産施設・重度身体障害者更生援護施設・重度身体障害者授産施設・身体障害者療護施設）	福祉事務所
	身体障害者福祉工場	当該施設
	保護施設（救護施設・更生施設・授産施設）	福祉事務所
	児童福祉施設（助産施設・母子寮）	福祉事務所
	（乳児院・養護施設・精神薄弱児施設・自閉症児施設・精神薄弱児通園施設・盲児施設・ろうあ児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設・重症心身障害児施設・教護院）	児童相談所
	（保育所）	市（区）役所、町（村）役場、福祉事務所
	精神薄弱者援護施設（精神薄弱者更生施設・精神薄弱者授産施設）・精神薄弱者通所寮・精神薄弱者福祉ホーム	福祉事務所
	婦人保護施設	婦人相談所
ボランティアに関することは	ボランティアの登録及び派遣等	ボランティアセンター
寄附をしたいときは	寄附金の受入れ及び配分	共同募金会
留守家族 遺族、 戦傷病者に関する ことは	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等	都道府県の援護担当課、 市（区）役所、町（村）役場
精神障害者に関する ことは	精神障害者の医療、日常生活相談	保健所又は精神衛生センター
そ の 他	結核予防その他保健衛生一般	保健所
	優生保護	優生保護相談所 （大半が保健所に併設されている。）

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

6 援護

援護行政は、戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし、海外における戦没者の遺骨の収集、未帰還者の調査、中国残留日本人孤児の身元調査、引揚者に対する援護、軍人恩給の進達、叙位叙勲に関する業務等を行っている。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

6 援護

(1) 戦傷病者,戦没者遺族等の援護

1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護			
対 象 者	軍人（恩給該当者を除く。）軍属（旧軍の有給雇傭人等）及び準軍属（被徴用者、動員学徒、国民義勇隊の隊員、戦闘参加者等）で公務傷病又は勤務に関連する傷病により 第5 款症以上の 障害を 有する者 及び死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母等の遺族（弔慰金にあっては、兄弟姉妹及びこれ以外の三親等以内の親族も対象者とする。）		
	障 害 給 付	遺 族 給 付	
援 護 の 内 容	障害年金 5,409人 公務傷病 6,915,600円（特別項症） ～678,000円（第5 款症） 勤務関連傷病 5,269,300円（特別項症） ～524,000円（第5 款症） 扶養親族加給 147,600円（配偶者） 45,600円（配偶者以外の扶養親族 3 人目以降は12,000円） 特別加給 270,000円（特別項症） 210,000円（第1 項症及び第2 項症） 障害一時金 667人（累計） 第1 款症以下の障害を有する者につい て選択により支給	遺族年金 73,730人 （軍人軍属の遺族）（先順位者69,195人） （後順位者 4,535人） 遺族給与金 32,264人 （準軍属の遺族）（先順位者29,432人） （後順位者 2,832人） 公務死亡 1,370,000円（先順位者） 45,600円（後順位者） 勤務関連死亡 1,086,000円（先順位者） 35,400円（後順位者） 弔慰金 2,076,498人（累計） 額面5 万円、年6 分の利付、10年償還 の国債	
(注) 1. 金額は昭和59年8 月からのものである。 2. 受給人員は昭和59年3 月31 日現在			

2) 戦傷病者特別援護法による援護

② 戦傷病者特別援護法による援護

対 象 者	軍人軍属及び準軍属で公務又は勤務に関連する傷病により第5 款症（軍人については第4目症）以上の障害を有する者として、 または、公務又は勤務に関連する傷病について厚生大臣が療養の 必要があると認めた者として戦傷病者手帳の交付を受けたもの		155,733人
援 護 の 内 容	1	療養の必要があると認定した者に対する療養の給付	7,275人
	2	長期入院患者に対する療養手当（月額21,800円）の支給	65人
	3	療養の給付を受けている者が死亡した場合の、その遺族に対 する葬祭費（105,000円）の支給	170件
	4	更生するため医療の必要があると認定した者に対する更生医 療の給付	
	5	補装具の支給及び修理	5,567件
	6	国立保養所への収容	2人
	7	戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を 利用する場合の無賃乗車船の取扱い	127,800人
戦傷病者相談員が、戦傷病者の福祉の増進を図るため厚生大臣の委託を 受けて戦傷病者の更生等について戦傷病者の相談相手となり、必要な指導 等を行う。			940人

- (注) 1. 受給人員等は昭和59年4月1日現在、ただし、「援護の内容」の3,5,7は
昭和58年度のものである。
2. 「援護の内容」の7の数字は引換証交付者数である。
3. 金額は昭和59年4月1日現在

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

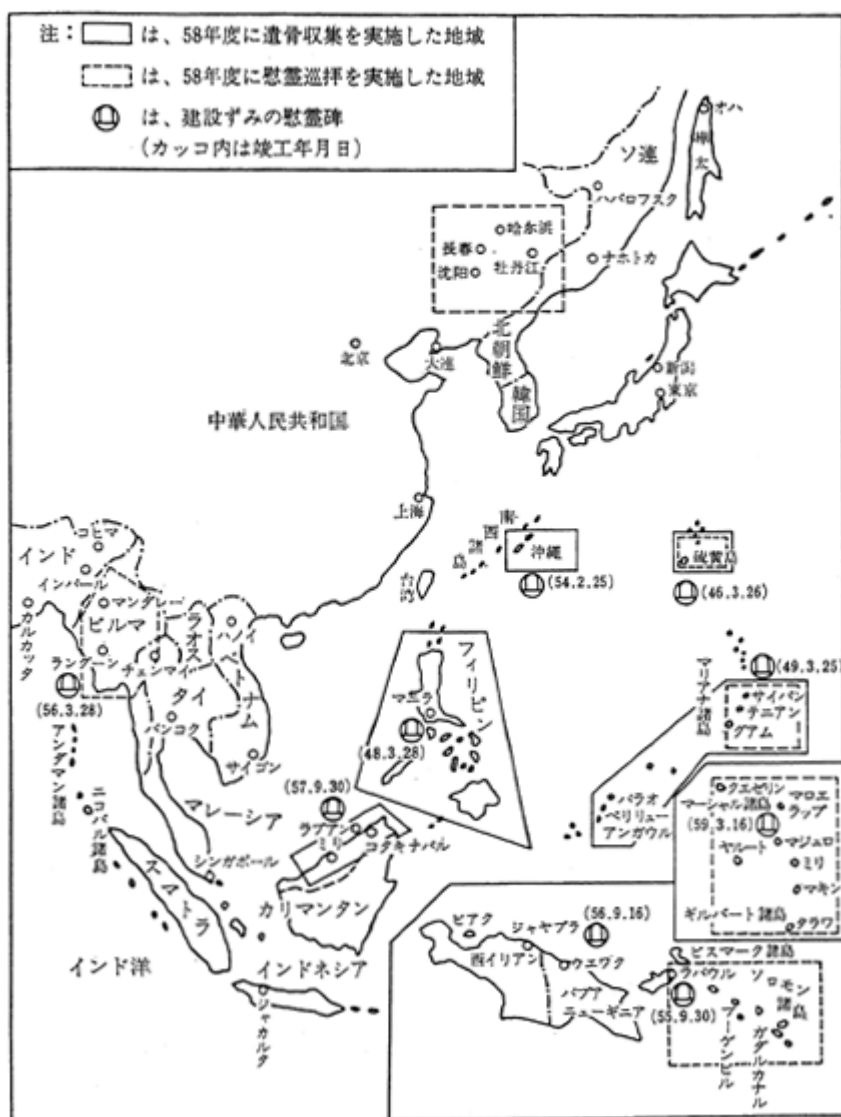
Ⅲ 社会福祉

6 援護

(2) 特別給付金等

種別	戦没者等の妻に対する特別給付金	戦傷病者等の妻に対する特別給付金	戦没者の父母等に対する特別給付金	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
対象者	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により第5款症以上の障害を有する軍人軍属又は準軍属の妻	公務傷病等により死亡した軍人軍属又は準軍属の父母、祖父母で戦没者の死亡により子孫が絶えたもの	配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、生計関係があった三親等内親族 (公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する遺族がない場合に限る)
給付	20万円(10年償還、国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,470人 ↓ 60万円(10年償還、国債、継続) 昭和48年に措置 支給件数 385,563人 ↓ 120万円(10年償還、国債、再継続) 昭和58年に措置 支給件数 108,419人	10万円(5万円)(10年償還、国債) (()内の額は軽症者の妻、以下同じ) 昭和41年に措置 支給件数 121,687人 ↓ 30万円(15万円)(10年償還、国債、継続) 昭和51年に措置 支給件数 93,243人 ↓ 5万円(2.5万円)(5年償還、国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,892人 ↓ 2万円(1万円)(2年償還、国債) 昭和59年に措置	10万円(5年償還、国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,625人 ↓ 30万円(5年償還、国債、継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,455人 ↓ 60万円(5年償還、国債、再継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,047人 ↓ 60万円(5年償還、国債、再々継続) 昭和58年に措置 支給件数 4,247人	3万円(10年償還、国債) 昭和40年に措置(終戦20周年) 支給件数 663,443人 20万円(10年償還、国債) 昭和50年に措置(終戦30周年) 支給件数 1,006,910人 12万円(6年償還、国債) 昭和54年に措置(終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 116,496人

(注) 支給件数は、昭和59年3月31日現在



厚生白書 (昭和59年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

6 援護

(4) 中国残留日本人孤児

	昭和57年 3 月31日現在	昭和58年 3 月31日現在	昭和59年 3 月31日現在
① 身元調査の状況	(人)	(人)	(人)
調査依頼があった者	1,408	1,451	1,528
身元が判明した者	545	635	734
(うち訪日調査による もの)	(68)	(94)	(161)
現在調査中の者	863	816	794
② 身元判明者の帰国の状況			
永住帰国者	68	145	177
一時帰国者	240	262	308

厚生省援護局調べ

(注) 1. 数字はすべて累計である。

2. 訪日調査は、昭和55年度以降 5 回実施され 262 人が訪日した。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 社会福祉

6 援護

(5) 引揚者等の援護

(昭和59年4月1日現在)

帰 国 の 援 護	定 着 の 援 護
○帰国に必要な旅費等の負担 (一時帰国者は往復) ○帰還手当の支給 (大人：131,200円, 子供：65,600円) ○帰国時オリエンテーションの実施	○帰国孤児世帯を中国帰国孤児定着促進センターに入所(4か月)させ、日本社会での早期自立に必要な日本語研修及び生活習慣を指導 ○日本語習得のための語学教材の支給 ○社会生活に早期適応させるための生活指導員の各家庭及び職業訓練校への派遣